

職歴証明書等について

1 千葉市教育委員会が任命する臨時的任用職員

- (1) 平成31年3月30日まで勤務する者
職歴証明書は原則一切不要です。
 - (2) 平成31年3月29日以前に退職している者（する者）
 - ・その後千葉市臨時的任用職員以外の職についての方（つく方）
→その部分の職歴証明書のみ提出
 - ・その後、職につかなかった方
→職歴証明書不要
- ※ 臨時的任用職員として勤務する際に、それ以前の職歴証明書は頂いているため、証明は不要となります。

2 千葉市公立学校で非常勤職員・非常勤嘱託職員

- その期間の職歴証明書は原則不要です。
※辞令・雇用通知書等があれば、原本とそのコピーを持参してください。

3 千葉県公立学校（千葉市以外）で臨時的任用職員

- (1) 平成28年度までに採用された方
平成29年度以降の職歴（千葉県公立学校の臨時的任用職員の職歴を除く）についてのみ職歴証明書が必要です。
※辞令・雇用通知書等があれば、原本とそのコピーを持参してください。
- (2) 平成29年度以降に採用された方
千葉県公立学校の臨時的任用職員の職歴以外すべての職歴証明書が必要です。
※辞令・雇用通知書等があれば、原本とそのコピーを持参してください。

4 千葉県公立学校（千葉市以外）で非常勤職員・非常勤嘱託職員

- (1) 市町村立学校で勤務
市町村教育委員会に職歴証明書の作成を依頼してください。
※辞令・雇用通知書等があれば、併せて原本とそのコピーを持参してください。
- (2) 県立学校で勤務
勤務した学校に職歴証明書の作成を依頼してください。
※辞令・雇用通知書等があれば、併せて原本とそのコピーを持参してください。

5 千葉県以外の公立学校で正式採用職員

- その期間の職歴証明書は原則不要です。
※辞令があれば、原本とそのコピーを持参してください。
※配布書類の＜原本証明した履歴書等の写し 1部 提出する必要がある方へ＞を
必ずお読みいただき、書類をそろえてください。

（裏面に続きがあります）

6 5 以外の正式採用公務員

その期間の職歴証明書は原則不要です。

※辞令・雇用通知書等があれば、原本とそのコピーを持参してください。

※配布書類の〈原本証明した履歴書等の写し 1部 提出する必要がある方へ〉を必ずお読みいただき、書類をそろえてください。

7 千葉県以外の公立学校臨時的任用職員・非常勤嘱託職員・非常勤職員

任命権者に職歴証明書の作成を依頼してください。

※辞令・雇用通知書等があれば、併せて原本とそのコピーを持参してください。

※臨時的任用職員の職歴がある方は、配布書類の〈原本証明した履歴書等の写し 1部 提出する必要がある方へ〉を必ずお読みいただき、書類をそろえてください。

8 民間企業・私立学校の勤務経験

任命権者等に職歴証明書の作成を依頼してください。

9 アルバイトについて

(1) 学生時代（通信制、原級留置により卒業（修了）年限を過ぎているものを除く）のアルバイトについて、職歴証明書は不要です。

(2) 学校卒業後のアルバイトについては、正社員と同程度の勤務時間の場合は、雇用者等に職歴証明書の作成を依頼してください。

上記に該当しない場合など、ご不明な点がございましたら、教育職員課 人事班

(043-245-5931) までお問い合わせください。